新		備考
貿易一般保険包括保険(機械設備)追加特約書	貿易一般保険包括保険(機械設備)追加特約書	***************************************
平成 20 年 2 月 22 日 08-制度-00008 沿革 (略) 平成25年3月18日 一部改正	平成 20 年 2 月 22 日 08-制度-00008 沿革 (略)	
と独立行政法人日本貿易保険(以下「日本貿易保険」という。)は、 年 月 日付で締結した貿易一般保険包括保険(機械設備)特約書(以下「特約書」という。)の追加特約を下記のとおり締結する。		
<u>記</u>	記	
第1条(付保対象外とする輸出契約等) 特約書第1条に規定する「貿易一般保険包括保険(機械設備)追加 特約書」に定める輸出契約又は仲介貿易契約は、同条に規定する輸出 者等ごとに別紙1から の <u>Iに規定する輸出契約等とする</u> 。	第1条(付保対象外とする輸出契約等) 特約書第1条に規定する「貿易一般保険包括保険(機械設備)追加 特約書」に定める輸出契約又は仲介貿易契約は、同条に規定する輸出 者等ごとに別紙1から のとおりとする。	
第2条 略	第2条 略	
第3条(付保対象となる仲介貿易契約の追加) 輸出者等ごとに別紙1から のIIに規定する仲介貿易契約につい ては、特約書附帯別表3に掲げる仲介貿易契約とみなす。		
第4条(付保対象となる貨物の追加) 別紙B記載の輸出者等が当該別紙記載の期間に締結した輸出契約等 については、特約書附帯別表第2の対象貨物に別紙B記載の貨物を含 むものとする。		
上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者 記名捺印の上、各自その1通を所持する。	上記のとおり追加特約を締結した証拠として本書2通を作成し、当事者 記名捺印の上、各自その1通を所持する。	
年 月 日	年 月 日	

			真易一般保険包括保険	(機械設備)追加特約書・新	旧对煦衣
輸出組合名	印	輸出	組合名	印	
独立行政法人日本貿易保険理事長名	印	独立	行政法人日本貿易保険理事長名	印	
附 則 この改正は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。					
(別紙)		(別紙)		
特約書第1条に規定する輸出者等が で	*ある場合 <u>。</u>		第1条に規定する輸出者等が め又は仲介貿易契約	である場合は、次に掲げ	
I. 追加特約書第1条(付保対象外とする輸出契			<u> </u>		
次に掲げる輸出契約又は仲介貿易契約を付保対象 1~2 略	<u>外とする。</u>	1~2	略		
II. 追加特約書第3条(付保対象となる仲介貿易契約を付保対象とする。当該者となり、下表に記載する本邦外の海外子会社又は外の国・地域に向けて貨物が出荷される仲介貿易契及は第2項の規定により仲介貿易契約とみなされる関係に該当するものを除く)であって、仲介貿易契の万円以上(第2条の規定により、別の金額を定め場合にあっては、当該金額)のもの。	輸出者等が仲介貿易 海外工場から別の海 約(法26条第1項 契約及び本紙第1条 約の金額が2,50				
国・地域 海外企業・工場					
(別紙A) 略		(別紙A)) 略		
(別紙B) 次の輸出者等が平成 年 月 日から平成 年 締結した輸出契約等	月 日までの期間に				

特約書附帯別表第2に追加する貨物

(HS コード欄に×印のあるものを除く。)

HSコード		対象品目(9 桁表示の部分のもの)
8543		電気機器(固有の機能を有するものに限るものとし、この類の他の項に該当するものを除く。)
854370	× × 000 ×	一 粒子加速器一 電気めつき用、電気分解用又は電気泳動用の機器一 その他の機器一 部分品
8544		電気絶縁をした線、ケーブル(同軸ケーブルを含む。) その他の電気導体(エナメルを塗布し又は酸化被膜 処理をしたものを含むものとし、接続子を取り付け てあるかないかを問わない。)及び光ファイバーケ ーブル(個々に被覆したファイバーから成るものに 限るものとし、電気導体を組み込んであるかないか 又は接続子を取り付けてあるかないかを問わない。)
	× × × ×	- 巻線 - 同軸ケーブルその他の同軸の電気導体 - 点火用配線セットその他の配線セット(車両、航空機又は船舶に使用する種類のものに限る。) - その他の電気導体(使用電圧が 1,000 ボルト以下
854460	100 ×	のものに限る。) - その他の電気導体(使用電圧が1,000 ボルトを超えるものに限る。) 電力用ケーブル その他のもの
8711		モーターサイクル (モペットを含むものとし、サイドカー付きであるかないかを問わない。)、補助原動機付きの自転車 (サイドカー付きであるかないかを問わない。)及びサイドカー

			具勿	双体医己指体医	(1)2(1)(1)(1)	~ 74F 13 /1-3 F	7/11-7-3/1/11-2
<u>871110</u>		- シリンダー容積が50立方センチメートル以下の					
		ピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付きの					
		<u>もの</u>					
	×	中古のもの					
	920	その他のもの					
871120		_ シリンダー容積が 50 立方センチメートルを超え					
		250 立方センチメートル以下のピストン式内燃機関					
		(往復動機関に限る。) 付きのもの					
	×	<u>ーー ノックダウンのもの</u>					
		その他のもの					
	×	中古のもの					
	920	その他のもの					
<u>871130</u>		_ シリンダー容積が 250 立方センチメートルを超					
		え500立方センチメートル以下のピストン式内燃機					
		関(往復動機関に限る。)付きのもの					
	×	<u>ーー ノックダウンのもの</u>					
		<u> その他のもの</u>					
	×	中古のもの					
	920						
871140		_ シリンダー容積が 500 立方センチメートルを超					
		え800 立方センチメートル以下のピストン式内燃機					
		関(往復動機関に限る。)付きのもの					
	×	<u>ーー ノックダウンのもの</u>					
		その他のもの					
	×	中古のもの					
071170	920						
871150		- シリンダー容積が 800 立方センチメートルを超					
		えるピストン式内燃機関(往復動機関に限る。)付					
		<u>きのもの</u>					
	<u>×</u>	<u>ーー ノックダウンのもの</u>					
		<u>ーー その他のもの</u>					
	<u>×</u>	中古のもの					
	920	<u> その他のもの</u>					